

基発 0410 第 7 号  
平成 27 年 4 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労働基準局の組織の変更等について

本省の組織について、別添のとおり「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 90 号）」が平成 27 年 4 月 10 日に公布され、同日に施行されたところである。

この改正により、労働基準局においては、総務課に過労死等防止対策企画官の設置等が行われたので、通知する。

11 施行日前に旧雇保則第三百三十三条第一項第一号ハに規定する一般職業訓練又は有期実習型訓練を  
実施する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

12 施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(以下  
「旧建勞則」といふ)第七条の二第一号ホに掲げるいずれかの措置の実施に係る届出を行った中小  
建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。

13 施行日前に旧建勞則第七条の二第一号チの規定により建設労働者確保育成助成金の支給を受ける  
ことができることとなった職業 訓練推進団体に対する建設労働者確保育成助成金の支給につい  
ては、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十一条第一項の規定に  
基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のよ  
うに改正する。

附則第三条の四の次の一条を加える。

(平成二十七年四月十日以後の障害者介助等助成金等の支給に関する措置)

第三条の五 第二十条の障害者介助等助成金(第二十条の二第一項第一号に係るものに限る。)につい  
ては、平成二十七年四月十日以後に同号の規定により障害者介助等助成金の支給を受けることがで  
きることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。

2 第二十条の障害者介助等助成金(第二十条の二第一項第二号に係るものに限る。)については、  
平成二十七年四月十日以後に同号の規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができる  
こととなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。ただし、同日前に雇用して  
いる障害者に対し、同年七月九日までに同号ホに規定する医師の委嘱を行った事業主に対する支給  
であつて、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

3 第二十条の障害者介助等助成金(第二十条の二第一項第二号に係るものに限る。)については、  
平成二十七年四月十日以後に同号への規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができ  
ることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。ただし、同日前に雇用して  
いる障害者に対し、同年七月九日までに同号へに規定する障害者である労働者の雇用管理のために  
必要な職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者の配置又は委嘱を行った事業主に  
対する支給であつて、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

4 第二十条の障害者介助等助成金(第二十条の二第一項第二号に係るものに限る。)については、  
平成二十七年四月十日以後に同号の規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができる  
こととなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しない。ただし、同日前に雇用して  
いる同号トに規定する在宅勤務障害者に対し、同年七月九日までに同号トに規定する在宅勤務障害  
者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者の配置又は委嘱を行った事業主に対する支給であつ  
て、当該障害者に係るものについては、この限りでない。

5 第二十条の二の二の職場適応援助者助成金については、平成二十七年四月十日以後に第二十条の  
二の三第一項第一号又は第二号に規定する職場適応援助者による援助を実施することとした事業主  
に対しては、同日以後にこれらの規定により職場適応援助者による援助を実施することとされた障  
害者に係るもの限り、当分の間、機構において支給しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十号

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十八条第三項、第十九条第四項及び第二十一  
条第三項並びに厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第三百三十六条第二項及び第三百五  
十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令並びに労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)  
及び労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)を実施するため、厚生労働省組織規則の  
一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令  
厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二(二十人)を「十九人」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「新型インフルエンザ対策推進室並びに」を削り、同条第二  
項中「予防接種」の下に「(新型インフルエンザに関するものを除く。)」を加え、「他課及び新型イ  
ンフルエンザ対策推進室」を「及び他課」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条  
第四項とする。

第二十六条の見出しを「麻薬対策企画官及び薬物取締調整官」に改め、同条第一項中「とする。」  
の下に「及び薬物取締調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3 薬物取締調整官は、命を受けて、麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取  
締りに関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第三十条の見出し中「一及び主任労働保険専門調査官」を「主任労働保険専門調査官及び過労死等  
防止対策企画官」に改め、同条第一項中「及び主任労働保険専門調査官一人」を「並びに主任労働保  
険専門調査官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人」に改め、同条に次の一項を加える。

6 過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画  
及び立案並びに調整に当たる。

第五十九条の見出し中「自立推進・指導監査室」の下に「並びに生活保護制度改革推進官」を加え、  
同条第一項中「自立推進・指導監査室」の下に「並びに生活保護制度改革推進官」を、「特別医療扶助  
指導検査官」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項  
を加える。

5 生活保護制度改革推進官は、命を受けて、生活保護に関する特定事項の企画及び立案並びに調整  
に関するものを行う。

第五百七十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第五百七十九号中「後世代に及ぼす影響に関する試験並びにこれら」を「これら」に改め、  
同条第五号中「安全性試験結果の総合評価及びこれ」を「試験結果に基づく安全性の総合的な予測及  
び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及  
び提供(以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」といふ。)  
並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要となる情報の調査並びにこれら」に改める。

第五百二十条中「四部及び一室」を「五部」に、「総合評価研究室」を「安全性予測評価部」に改め  
る。

第五百二十二条中「こと」の下に「(安全性予測評価部の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第五百二十五条の見出し中「総合評価研究室」を「安全性予測評価部」に改め、同条中「総合評価  
研究室」を「安全性予測評価部」、「安全性試験結果の総合評価及びこれ」を「試験結果に基づく安  
全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及び  
これに必要な情報の調査並びにこれら」に改める。

第七百九条中「管理課」を「年金審査課」に改める。

第七百十条の二の二第一号中「医療課」の下に「調査課」を加え、「規定するもの」の下に「(関東  
信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。)」を加える。

第七百十條の二の四の次に次の一条を加える。

(年金審査課の所掌事務)

第七百十條の二の五 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に關すること。  
二 地方年金記録訂正審議会の庶務に關すること。

第七百十條の三第一号中「及び年金管理課」を、「年金管理課、年金審査課及び分室（第七百三十五條の二に規定するものうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）」に改め、同条第八号中「規定するもの」の下に「（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）」を加える。

第七百十條の四第二項第一号中「規定するもの」の下に「（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）」を加える。  
第七百十條の四の二第二号中「及び年金管理課」を、「年金管理課、年金審査課及び分室（第七百三十五條の二に規定するものうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）」に改める。

第七百三十五條の二第一項中「掲げるもの」の下に「（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室にあつては第五号及び第六号に掲げるものに限る。）」を限り、それ以外の分室にあつては第一号から第四号までに掲げるものに限る。」を加え、同項に次の二号を加える。

五 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に關すること。  
六 地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。）」に關すること。

第七百三十五條の二第三項中「第五分室及び第六分室」を「第六分室及び第八分室」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第一号から第四号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

5 関東信越厚生局の第五分室、第七分室及び第九分室に、それぞれ次の二課を置く。  
管理課  
調査課

6 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の管理課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定めること。  
第七百三十八條中「第七百十條の二の四」の下に、「第七百十條の二の五」を加える。

第七百四十條中「健康福祉課」を「年金審査課」に改める。  
第七百四十一條の次に次の一条を加える。

(年金審査課の所掌事務)  
第七百四十一條の四 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に關すること。  
二 地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。）」に關すること。

第七百四十五條の二第一号及び第七百四十五條の四第二号中「年金管理課」の下に、「年金審査課」を加える。

第七百六十四條第二項中「東京労働局及び大阪労働局」を「宮城労働局、埼玉労働局、東京労働局、新潟労働局、愛知労働局、大阪労働局、広島労働局、香川労働局及び福岡労働局」に改める。

第七百八十五條及び第七百八十六條第三項中「北海道労働局」の下に、「宮城労働局」を加える。  
第七百九十七條の見出し中「審査室」の下に「並びに行政執行法人審査官」を、同条第一項中「審査室」の下に「並びに行政執行法人審査官一人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「一関する事務」の下に「（行政執行法人審査官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 行政執行法人審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十六條の二に規定する処分に関すること。  
二 行政執行法人の職員の労働関係に係る不当労働行為の審査並びに行政執行法人の不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。  
三 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四條第二項の規定による認定及び告示並びに同条第四項の規定による通知の受理に関すること。  
第七百九十七條の次に次の一条を加える。

(行政執行法人室及び個別労働関係紛争業務支援室)  
第七百九十七條の二 委員会の事務局調整第一課に、行政執行法人室を置く。

2 行政執行法人室は、行政執行法人の行う業務に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）」をつかさどる。

3 行政執行法人室に、室長を置く。  
4 委員会の事務局調整第一課に、個別労働関係紛争業務支援室を置く。

5 個別労働関係紛争業務支援室は、都道府県労働委員会が行う場合における個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての助言及び指導に関する事務をつかさどる。

6 個別労働関係紛争業務支援室に、室長を置く。  
別表第三の二関東信越厚生局の部中「第九分室」を「第十二分室」に、「第八分室」を「第十一分室」に、「第七分室」を「第十分室」に、「第六分室」を「第八分室」に改め、同表第八分室の項の次に次のように加える。

第九分室 横浜市 神奈川県  
第七分室 東京都 東京都  
第五分室 千葉市 千葉県

別表第三の二関東信越厚生局の部中「第五分室」を「第六分室」に改め、同表第六分室の項の次に次のように加える。

第五分室 千葉市 千葉県

別表第三の二関東信越厚生局の部第四分室の項の次に次のように加える。

第五分室 千葉市 千葉県

附則  
この省令は、公布の日から施行する。  
厚生労働省令第九十一号  
行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
厚生労働省定員規則の一部を改正する省令  
厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三、六〇九人」を「三、六六二人」に改め、同表中央労働委員会の項中「一一二人」を「一〇〇人」に改め、同表合計の項中「三、七二一人」を「三、七六二人」に改める。

附則  
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(情報公開文書室及び広報室並びに企画官及び訟務官)            第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官十九人及び訟務官三人を置く。            257 (略)</p> <p>(予防接種室及び感染症情報管理官)            第二十一条 結核感染症課に、予防接種室及び感染症情報管理官一人を置く。            2 予防接種室は、予防接種(新型インフルエンザに関するものを除く。 )に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務(他局及び他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。            3 (略)</p> <p>(削る)            4  感染症情報管理官は、命を受けて、結核感染症課の所掌事務に関する情報の管理に当たる。</p>	<p>(情報公開文書室及び広報室並びに企画官及び訟務官)            第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官二十人及び訟務官三人を置く。            257 (略)</p> <p>(予防接種室及び新型インフルエンザ対策推進室並びに感染症情報管理官)            第二十一条 結核感染症課に、予防接種室及び新型インフルエンザ対策推進室並びに感染症情報管理官一人を置く。            2 予防接種室は、予防接種に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務(他局、他課及び新型インフルエンザ対策推進室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。            3 (略)</p> <p>4  新型インフルエンザ対策推進室は、新型インフルエンザに関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務(他局及び他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。            5  新型インフルエンザ対策推進室に、室長を置く。            6  感染症情報管理官は、命を受けて、結核感染症課の所掌事務に関する情報の管理に当たる。</p>

(麻薬対策企画官及び薬物取締調整官)

第二十六条 監視指導・麻薬対策課に、麻薬対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び薬物取締調整官一人を置く。

2 (略)

3 薬物取締調整官は、命を受けて、麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りに関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(石綿対策室並びに労働保険専門調査官、主任労働保険専門調査官及び過労死等防止対策企画官)

第三十条 総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官九人並びに主任労働保険専門調査官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。

2 3 5 (略)

6 過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(自立推進・指導監査室並びに生活保護制度改革推進官及び特別医療扶助指導検査官)

第五十九条 保護課に、自立推進・指導監査室並びに生活保護制度改革推進官及び特別医療扶助指導検査官それぞれ一人を置く。

2 3 4 (略)

5 生活保護制度改革推進官は、命を受けて、生活保護に関する特定事

(麻薬対策企画官)

第二十六条 監視指導・麻薬対策課に、麻薬対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 (略)

(新設)

(石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官)

第三十条 総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官九人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。

2 3 5 (略)

(新設)

(自立推進・指導監査室及び特別医療扶助指導検査官)

第五十九条 保護課に、自立推進・指導監査室及び特別医療扶助指導検査官一人を置く。

2 3 4 (略)

(新設)

項の企画及び立案並びに調整に関することを行う。

6| (略)

(安全情報部の所掌事務)

第五百十七条 安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

三| (略)

(安全性生物試験研究センターの所掌事務)

第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 (略)

二 関連物質の薬理的試験及びこれに必要な研究を行うこと。

三・四 (略)

五 関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。

5| (略)

(安全情報部の所掌事務)

第五百十七条 安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一・二 (略)

三| 化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、蓄積及び提供並びにこれらに必要な情報の調査及び研究を行うこと。

四| (略)

(安全性生物試験研究センターの所掌事務)

第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 (略)

二 関連物質の薬理的試験及び後世代に及ぼす影響に関する試験並びにこれらに必要な研究を行うこと。

三・四 (略)

五 関連物質に関する安全性試験結果の総合評価及びこれに必要な研究を行うこと。

(安全性生物試験研究センターに置く部等)

第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。

毒性部

薬理部

病理部

変異遺伝部

安全性予測評価部

(薬理部の所掌事務)

第五百二十二条 薬理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと(安全性予測評価部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(安全性予測評価部の所掌事務)

第五百二十五条 安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(地方厚生局に置く課)

第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くものほか、次に掲げる課を置く。

(略)

(安全性生物試験研究センターに置く部等)

第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の四部及び一室を置く。

毒性部

薬理部

病理部

変異遺伝部

総合評価研究室

(薬理部の所掌事務)

第五百二十二条 薬理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うことをつかさどる。

(総合評価研究室の所掌事務)

第五百二十五条 総合評価研究室は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する安全性試験結果の総合評価及びこれに必要な研究を行うことをつかさどる。

(地方厚生局に置く課)

第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くものほか、次に掲げる課を置く。

(略)

年金審査課

管理課

(略)

(年金指導課の所掌事務)

第七百十条の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、管理課、医療課、調査課、福祉指導課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）に限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に  
関すること。

二 十 (略)

(年金審査課の所掌事務)

第七百十条の二の五 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。

二 地方年金記録訂正審議会の庶務に関すること。

(管理課の所掌事務)

第七百十条の三 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分

(新設)

管理課

(略)

(年金指導課の所掌事務)

第七百十条の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、管理課、医療課、福祉指導課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。

二 十 (略)

(新設)

(管理課の所掌事務)

第七百十条の三 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課及び年金管理課の所掌に属するも



室（第七百三十五条の二に規定するものうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。

二〇七（略）

八 指導監査課（北海道厚生局にあつては、医療課）及び地方厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）に限る。）の所掌事務の運営に関すること。

（医療課の所掌事務）

第七百十条の四 北海道厚生局の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四（略）

2 東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指導監査課及び地方厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）に限る。）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。

二（略）

（調査課の所掌事務）

第七百十条の四の二 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

のを除く。）に関する総合調整に関すること。

二〇七（略）

八 指導監査課（北海道厚生局にあつては、医療課）及び地方厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌事務の運営に関すること。

（医療課の所掌事務）

第七百十条の四 北海道厚生局の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四（略）

2 東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指導監査課及び地方厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。

二（略）

（調査課の所掌事務）

第七百十条の四の二 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三 (略)

(地方厚生局に置く分室)

第七百三十五条の二 地方厚生局の所掌事務（次に掲げるもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室にあつては第五号及び第六号に掲げるもの）に限り、それ以外の分室にあつては第一号から第四号までに掲げるものに限る。）に限る。）を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

一〜四 (略)

五 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。

六 地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。）に関すること。

2 (略)

3 関東信越厚生局の第六分室及び第八分室に、それぞれ次の二課を置く。

審査課  
指導課

4 第一項第一号から第四号までに掲げる事務の審査課及び指導課にお

二 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課及び年金管理課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三 (略)

(地方厚生局に置く分室)

第七百三十五条の二 地方厚生局の所掌事務（次に掲げるものに限る。）を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 関東信越厚生局の第五分室及び第六分室に、それぞれ次の二課を置く。

審査課  
指導課

4 第一項各号に掲げる事務の審査課及び指導課における分掌は、関東

ける分掌は、関東信越厚生局長が定める。

5 関東信越厚生局の第五分室、第七分室及び第九分室に、それぞれ次の二課を置く。

管理課

調査課

6 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の管理課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(四国厚生支局の所掌事務)

第七百三十八条 四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第三号、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第三十八号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十五号まで、第七十一号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十号の二第三号及び第四号、第七百十号の二の四、第七百十号の二の五並びに第七百十号の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一〜四 (略)

(支局に置く課)

第七百四十条 支局に、麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

(略)

信越厚生局長が定める。

(新設)

(新設)

(四国厚生支局の所掌事務)

第七百三十八条 四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第三号、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第三十八号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十五号まで、第七十一号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十号の二第三号及び第四号、第七百十号の二の四並びに第七百十号の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一〜四 (略)

(支局に置く課)

第七百四十条 支局に、麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

(略)

年金審査課

健康福祉課

(略)

(年金審査課の所掌事務)

第七百四十一条の四 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。

二 地方年金記録訂正審議会の庶務(地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。)に関すること。

(管理課の所掌事務)

第七百四十五条の二 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支局の所掌事務(麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。)に関する総合調整に関すること。

二 七 (略)

(調査課の所掌事務)

第七百四十五条の四 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 支局の所掌事務(麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。)に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

(新設)

健康福祉課

(略)

(新設)

(管理課の所掌事務)

第七百四十五条の二 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支局の所掌事務(麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。)に関する総合調整に関すること。

二 七 (略)

(調査課の所掌事務)

第七百四十五条の四 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 支局の所掌事務(麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。)に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三 (略)

(総務部に置く課等)

第七百六十四条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

(略)

2 前項に掲げる課及び室のほか、宮城労働局、埼玉労働局、東京労働局、新潟労働局、愛知労働局、大阪労働局、広島労働局、香川労働局及び福岡労働局の総務部に、総務調整官一人を置く。

(職業安定部に置く課等)

第七百八十五条 職業安定部に、次に掲げる課及び室を置く。

(略)

需給調整事業課(北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。)

(略)

(職業安定課の所掌事務)

第七百八十六条 職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

2 (略)

3 北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業安定部の職業安定課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げ

三 (略)

(総務部に置く課等)

第七百六十四条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

(略)

2 前項に掲げる課及び室のほか、東京労働局及び大阪労働局の総務部に、総務調整官一人を置く。

(職業安定部に置く課等)

第七百八十五条 職業安定部に、次に掲げる課及び室を置く。

(略)

需給調整事業課(北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。)

(略)

(職業安定課の所掌事務)

第七百八十六条 職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

2 (略)

3 北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業安定部の職業安定課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事務並びに

る事務並びに職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事務をつかさどる。

(審査室並びに行政執行法人審査官及び主任訟務官)

第七百九十七条 委員会の事務局審査課に、審査室並びに行政執行法人審査官一人並びに訟務官五人及び主任訟務官一人を置く。

2・3 (略)

4 行政執行法人審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十六条の二に規定する処分に関すること。

二 行政執行法人の職員の労働関係に係る不当労働行為の審査並びに行政執行法人の不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。

三 行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二五十七号)第四条第二項の規定による認定及び告示並びに同条第四項の規定による通知の受理に関すること。

5 訟務官は、命を受けて、不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関する事務(行政執行法人審査官の所掌に属するものを除く。)を行う。

6 (略)

(行政執行法人室及び個別労働関係紛争業務支援室)

第七百九十七条の二 委員会の事務局調整第一課に、行政執行法人室を置く。

2 行政執行法人室は、行政執行法人の行う業務に関する労働争議の実

職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事務をつかさどる。

(審査室並びに訟務官及び主任訟務官)

第七百九十七条 委員会の事務局審査課に、審査室並びに訟務官五人及び主任訟務官一人を置く。

2・3 (略)

(新設)

4 訟務官は、命を受けて、不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関する事務を行う。

5 (略)

(新設)

情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 行政執行法人室に、室長を置く。

4 委員会の事務局調整第一課に、個別労働関係紛争業務支援室を置く。

5 個別労働関係紛争業務支援室は、都道府県労働委員会が行う場合における個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての助言及び指導に関する事務をつかさどる。

6 個別労働関係紛争業務支援室に、室長を置く。

別表第三の二 地方厚生局の分室（第七百三十五条の二関係）

関東信越厚生局	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
名称	位置	管轄区域	
第四分室	千葉市	千葉県	
第五分室	千葉市	千葉県	

別表第三の二 地方厚生局の分室（第七百三十五条の二関係）

関東信越厚生局	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
名称	位置	管轄区域	
第四分室	千葉市	千葉県	
(新設)	(新設)	(新設)	

(略)	(略)	第十二分室	第十一分室	第十分室	第九分室	第八分室	第七分室	第六分室
(略)	(略)	長野市	甲府市	新潟市	横浜市	横浜市	東京都	東京都
(略)	(略)	長野県	山梨県	新潟県	神奈川県	神奈川県	東京都	東京都

(略)	(略)	第九分室	第八分室	第七分室	(新設)	第六分室	(新設)	第五分室
(略)	(略)	長野市	甲府市	新潟市	(新設)	横浜市	(新設)	東京都
(略)	(略)	長野県	山梨県	新潟県	(新設)	神奈川県	(新設)	東京都